

大学図書館実態調査に見る大学図書館長の地位の変化 —大学図書館ガバナンスの観点から—

村上孝弘*

Changes in the status of university library director in the survey of university libraries —From the viewpoint of University Library Governance—

Takahiro MURAKAMI

抄録

本稿では、大学図書館実態調査の「館長の地位」に関する調査項目に着目し、その項目が設置された歴史的背景について『国立大学図書館長会議議事要録』などの一次資料から明らかにした。「館長」の地位は、大学図書館基準をはじめ大学図書館関係法規において早くから重要なものと認識されていたが、各大学の実態は法規とは大きくかけ離れていた。そのため、大学図書館近代化の時期（昭和30年代中期から40年代）に大学図書館界は国立大学図書館長会議を中心に、その実質化に向けて長く議論をおこなってきた。その後、昭和50年代以降に大学図書館界の議論の中心は「機械化－情報化」に置かれるようになり、「館長の地位」などの管理運営的要素は中心的要素から次第に外れていくこととなる。しかし、国立大学法人化等を契機として、現代では大学における管理運営の課題が再認識されている。「館長が自動的に大学の評議員となる」ことをとおして図書館の学内における総体的地位の向上を目指されていた当時の議論を振り返ることは、現代の大学ガバナンスを検討するに際しても、重要な歴史的視点を有しているといえよう。

Abstract

This paper was discussed about the positioning of the university library director. University library director has been established an important position in the laws and regulations. However, in practice it did not become a member of the important institutions of the university. The important institutions, is that of the university council. For this reason, that the university library director is a member of the University Council, it has been a long debate. Discussion of the place is, library directors meeting of the National University was the center. Discussion was carried out through the 1950s. And, the importance of this is that, the Ministry of Education was also recognized. Therefore, the university library survey is started since 1966. University Library Survey is continued approximately 10 years, "director of the position" has risen to the numerically. But, then, the main challenge of the university library, become information technology. Therefore, the issues of "director of the position" is no longer so much consideration. And, currently, governance of the President has become the most important thing. However, in what the modern, for the transition of the governance of the university library length, it is necessary to re-consider.

*筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程
Doctoral program
Graduate School of Library, Information and Media Studies
University of Tsukuba

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

日本において大学改革が喧伝されて久しいが、大学ガバナンスの観点からいえば、そのあり方が大きく変化したのは、そう長い歴史を有していない。「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」¹⁾（平成26年2月）が契機となり、学校教育法や国立大学法人法が改正されたのは、平成27年4月のことである。この時の法令の改正の意図は、副学長の職務や教授会の役割を明確化することをとおして、「学長のリーダーシップの確立」を図ることにあった。大学改革の歴史においては、常に学長のトップマネジメントの強化が主張されてきたともいえよう。

これら政策的な動向に対して、大学の組織文化においては、集権的なトップダウン型のリーダーシップよりも、むしろ分権的な組織の自立性が求められてきた歴史があったことも事実である。本稿で扱う「館長が自動的に大学の評議員となること」は、そのような取り組みの一例である。この取り組みは、昭和30年代から40年代にかけての「大学図書館近代化」の時代の大学図書館の管理運営の主要な課題ともなり、国立大学図書館長会議の議論をとおして、大学図書館実態調査の項目にも反映されることになる。

大学ガバナンスにおいては、伝統的に同僚性や対話性が重視されてきたが、これに反して現代ではトップダウン型のマネジメントに収斂されようとしている。館長を自動的に評議員とすることをとおして、大学図書館の大学組織における相対的自立を志向した当時の議論を振り返ることは、現代の大学ガバナンスを検討するに際しても、重要な歴史的視点を有しているといえよう。

本稿では、転換期にある現代の大学ガバナンスを検討する素材として、大学図書館近代化期に重要視された館長と評議員の関係を巡る議論に焦点を当てたものである。大学図書館近代化期には、これに代表されるような大学図書館の組織開発の課題が広く認識されていた。同時期の大学図書館界の議論を紐解くことは、現代の大学図書館ガバナンスのあり方を検討することにも繋がるといえよう。

1.2 先行研究

「大学図書館」を主題とした著作としては、岩猿敏生の『大学図書館』²⁾（岩猿、1976）や高鳥正夫の『大学図書館の運営』³⁾（高鳥、1985）が先駆的である。（岩猿、1976）においては、「2.4.1 図書館委員会と館長お

よび学長との関係」⁴⁾があるが、本稿で扱う「館長と大学評議員との関係」については言及されていない。（高鳥、1985）においては、第4章のⅡの1「図書館長」の「1.1 館長の選出方法と地位」⁵⁾で、本稿で扱う大学図書館実態調査の館長の地位の調査項目のことが言及されている。しかし、その記述は、（黒坂、1972）論文からの引用であり、本稿のように大学図書館実態調査の館長の地位の調査項目を始期から終期にかけて網羅的に分析したものではない。岩猿敏生・大城善盛・浅野次郎の『大学図書館の管理と運営』⁶⁾（岩猿・大城・浅野、1992）では、「2.3 大学図書館長」⁷⁾があるが、ここでは館長の兼任制や専門性の課題を中心に論じられている。

その後の、永田治樹の『学術情報と図書館』⁸⁾（永田、1997）には、「1.1 システムとしての図書館」⁹⁾や「3.1 大学図書館運営の問題」¹⁰⁾に館長に関する記述があるが、大学評議員との関係については言及されていない。さらに逸村裕・竹内比呂也の『変わりゆく大学図書館』¹¹⁾（逸村・竹内、2005）には、第3章「大学図書館組織論」の「2 大学図書館機能の再検討」¹²⁾に館長に関する記述がある。同書においては、図書館長が教育研究評議会のメンバーになる比率（92%）と経営協議会のメンバーになる比率（オブザーバーも含めて51%、正規メンバー34.5%）が示されている。本稿で扱う大学評議会は、役割・機能的には経営協議会に近いものであり、本稿との関係においても、同書の記述は示唆的である。逸村裕・田窪直規・原田隆史の『図書館情報学を学ぶ人のために』¹³⁾（逸村・田窪・原田、2017）には、第6章（中山伸一・加藤信哉）に「4 大学図書館長の仕事と悩み」¹⁴⁾があるが、大学図書館長の地位の考察よりもその働き方の実態の紹介に重きが置かれている。

先行研究の中で、本稿で研究対象とした大学の図書館長と評議員の関係について直接にタイトルに含まれた論文はない。しかし、大学図書館長を具体的に論じたものの中には、図書館長と評議員の関係について言及されていることがある。大学図書館長のあり方について比較的早期に検討された論文としては、小野則秋の「私立大学図書館に与えられた課題—諸問題の解決は館長専任制から—」¹⁵⁾（小野、1966）があるが、副題のとおり館長専任制について論じられたものである。館長専任制とともに、館長の選出や任期について論じたものに、黒坂東一郎の「大学図書館長の選任について—その規程を中心にして—」¹⁶⁾（黒坂、1969）がある。（黒坂、1969）では、昭和42年度の大学図書館実態調査結果報告に基づく館長の地位が紹介されており、館長と評議員との関係についても述べられている。

岩猿敏生の「国立大学の図書館委員会について」¹⁷⁾(岩猿、1971)では、図書館委員会と館長の関係が言及されている。また、野村佳弘の「意志決定者のコミュニケーションの場について—特に国立大学を中心として—」¹⁸⁾(野村、1971)には、全学図書館委員会のあり方に関連して、大学図書館実態調査にもとづく「自動的に館長が評議員となること」が言及されている。黒坂東一郎の「大学図書館長の問題」¹⁹⁾(黒坂、1972)では、昭和44年度大学図書館実態調査に基づく館長の地位の調査結果が紹介されている。川上一の「日本における大学図書館長をめぐる諸問題」²⁰⁾(川上、1972)でも、図書館長の地位について評議員との関係が言及されている。

岩猿の「大学図書館長論」²¹⁾(岩猿、1982)になると、館長論は専任制・兼任制の議論に終始している。宮部頼子の「大学図書館の管理運営 専門職専任館長の問題をめぐって」²²⁾(宮部、1996)も専任館長と兼任館長の課題を取り上げている。同じく、宮部頼子の「大学図書館における専門職・専任館長に関する一考察」²³⁾(宮部、2001)も同趣旨である。

このように大学図書館長を論じた先行研究において、評議員との関係が論点として重視されたのは、(黒坂、1969)や(黒坂、1972)に代表されるように、大学図書館実態調査に館長の地位の項目が存在していた時期(昭和40年代)である。また、それぞれの論稿において、館長の地位の変化は单年度でしか把握されていない。その意味では、大学図書館実態調査における館長の地位の調査項目のうち「館長が自動的に評議員になること」について、全調査期にわたって推移を把握したことは、本稿による新しい成果であるといえよう。

2. 大学図書館近代化政策と大学図書館実態調査

2.1 大学図書館近代化政策と大学図書館の管理・運営の課題

昭和30年代中期から昭和40年代にかけて、大学図書館界では「大学図書館近代化」の動きの中で、文部省や日本学術会議とも連携して様々な施策が立案・実施された²⁴⁾。大学図書館近代化政策は、戦後立ち遅れていた大学図書館の整備と充実について、特に国立大学の大学図書館の整備について重点的におこなわれたものである。例えば、重点施策の一つとして「大学図書館視察委員の設置」(昭和40年)をあげることができる。視察委員の目的は、大学図書館視察委員規程²⁵⁾(文部省)の第一条に次のように明記されている。

第一条 大学図書館視察委員(以下「視察委員」という。)は、上司の命を受け、大学の附属図書館及び文献センター等学術情報に関する研究施設の組織及び運営に関し、次の事項について、大学等に対し指導、助言にあたる。

- 一 組織及び運営の基本方針に関すること。
- 二 図書及び資料の構成、管理、利用等に関すること。
- 三 施設設備及びその管理に関すること。²⁶⁾

現代における大学図書館をめぐるトレンドは、「学習支援」「ラーニング・コモンズ」や「電子ジャーナル」「機関リポジトリ」といった学習サービスや研究支援に関わるものが多いが、半世紀前の喫緊の課題はまさに、大学図書館の管理・運営をめぐる課題であったといえよう。このことを裏付けるように『昭和40年度大学図書館実地視察報告書』²⁷⁾には、改善すべき事項の第一課題として、次のような指摘がなされている。

中央図書館が全学的見地から、総合的管理および連絡調整をおこなっておらず、大学図書館の機能をじゅうぶんに発揮しうる体制を確立していない大学が多く見受けられる。²⁸⁾

このように、当時の大学図書館は、その組織・体制において極めて前近代的であり、それを克服する意味での大学図書館近代化が目指されていたといえよう。

2.2 大学図書館実態調査の調査目的

昭和41年度から文部省大学学術局情報図書館課により「大学図書館実態調査」が実施される。その後、この調査は平成17年度から名称を「学術情報基盤実態調査」に変更し、現在に継続しており、大学図書館にとって指標的な数値を提供する重要な調査である。この調査も、大学図書館近代化政策の一環としてなされものであり、昭和47年度までの報告書冒頭の「調査目的」の箇所には「近代化」や「近代的大学図書館」といった言葉が確認できる。

大学図書館実態調査は、国公私立大学の全てを対象とした初めての調査であり、『昭和41年度大学図書館実態調査結果報告』²⁹⁾には、調査目的として下記の文言(下線は筆者による)が収められている。

大学図書館は大学における教育および研究活動を円滑に行うための基本的施設であるとともに、総合的教養を培養する場としても重要な役割を果たす共同利用

の施設である。しかしながら、各大学の図書館は、これらの使命を達成すべき責務を有しているにもかかわらず、その機能を十分に發揮しているとは云い難い現状にあると考えられる。

このため、大学図書館の全般にわたって近代化を促進し、その機能を一層發揮するように整備改善することが急務とされている。

したがって、まず各大学の図書館について、組織機構、管理運営、施設設備等の実態を詳細に把握して、学内外の関係者の大学図書館に対する理解と認識を一層深めるとともに、実態調査の結果を、大学図書館の整備改善方策を立案するのに必要な基本的資料するために本調査を実施した。³⁰⁾

この文章によれば、大学図書館は教育・研究とともに総合的教養を培養する「場」としての役割を期待されており、まさに現代のラーニング・コモンズの展開に通じていると思われる。このような大学図書館の総合的役割を惹起させるためにも、大学図書館実態調査をとおした大学図書館の改善方策の立案が目指されていたのである。

3. 大学図書館実態調査の調査項目の変遷と「館長の地位」

3.1 大学図書館実態調査の構成と管理運営の課題

大学図書館実態調査は、大学図書館の組織機構、管理運営、施設設備等の詳細を把握することを目的とされていた。調査書は三部（I. 基本事項、II. 総括事項、III. 個別事項）から構成されており、管理運営の課題は主にIIで把握されている。

今回、調査項目の変遷について調べたところ、大学図書館ガバナンスの観点からいえば重要な調査項目が存在していたことが明らかとなった。昭和41年度の同調査結果報告には、「館長および補佐職（館長、分館長等）、館

表1 「大学図書館実態調査」館長の地位の調査項目

年度	館長と評議員との関係に関する調査項目
昭和41年度～昭和47年度	評議員に なる・ならない
昭和48年度～昭和50年度	学内最高決議機関の構成員と なる・ならない
昭和51年度～昭和52年度	<調査項目なし>
昭和53年度	学内最高議決機関の構成員と なる・ならない

長の地位、商議会および運営委員会」の項目があり、「館長の地位」として、「評議員との関係」が調査されていたのである。それら調査項目の変遷を表1のとおりまとめた。

このように、昭和41年度から昭和47年度にかけては、図書館長が「自動的に評議員に なる・ならない」についての項目があり、昭和48年度から昭和50年度は、「館長が学内最高決議機関の構成員と なる・ならない」（Director becomes member of Univ. Council）と続き、昭和53年度の「館長が学内最高議決機関の構成員と なる・ならない」というように、若干の文言変更があったが、館長と評議会・評議員の関係についての調査項目が継続されていたのである（昭和51年度と52年度の報告書には、この項目が掲載されていない）。

評議会は、その淵源は帝国大学令に規定されていたものであり、戦後は教育公務員特例法により、国公立大学の大学管理機関の一つとして定められていた。この大学の管理機関の委員に図書館長が宛職となるかどうかは、まさに大学運営と大学図書館運営との一体性を把握する重要な尺度とみなされていたのであろう。

3.2 大学図書館関係法規にみる大学図書館長

このように、当時は、大学図書館長の学内における地位が大学図書館の管理運営に与える影響が、大きく認識されていた。大学図書館に関係する法規等における図書館長の定めについて、その変遷も含めまとめたものが表2である。

これによると、大学について包括的に規定する大学基準や大学設置基準においては、図書館長の地位の定めはないが、大学図書館に限定した各基準等にはその地位が必ず定められていることがわかる。

先ず大学図書館基準（昭和27年制定）は、館長の地位について「学部長と同等に重要視されなければならない。」と定められており、その地位の重要性が大きく示されている。同基準は、昭和23年の研究小委員会の発足以降、4年もかかって成立した基準であり、大学図書館の組織・運営についても踏み込んだ内容を規定したと思われる。そのため同基準は、『大学基準協会55年史』³¹⁾では新大学の基本的制度に関わる基準として、大学基準、大学通信教育基準、大学院基準と並んで4大基準の一つとして認識されている³²⁾。大学図書館基準は、昭和57年に改定されているが、「館長の責務の重要性にかんがみ、大学におけるその地位は学部長等と同等あるいはそれ以上でなければならない。」とさらにその重要性の認識が高められている。現行の法規では一番新しい新私立大学

表2 大学図書館関係法規における館長の規定

関係法規名称と大学図書館長に関する規定内容	
1) 大学基準（昭和22年制定）	特になし。
2) 大学図書館基準（昭和27年制定）	図書館長は専任を原則とし、その職は学部長と同等に重要視されなければならない。
3) 国立大学図書館改善要項（昭和28年制定）	大学図書館の館長は、図書館行政並びに学生の一般教養について深い理解を有する者から全学的に選ばれなければならない。図書館長は、図書館運営委員会において選挙して学長に推薦し、その任期は三年ないし四年とし、再任を妨げないこと。 図書館長は教授をもって充て、学長の下において図書館に関するいっさいの事を掌理し、その在任中は原則として授業は担当しないこととすること。
4) 公立大学図書館改善要項（昭和36年制定）	大学図書館（分館のある場合には中央図書館）に館長をおき、教授をもってこれに充てること。 館長は、図書館行政および学生の一般教養について深い理解を有する者たちから全学的に選ばれなければならない。 館長の任期は二年ないし四年とし、再任を妨げないものとすること。 館長は、学長の命を受けて図書館に関するいっさいの事務を掌理し、その在任中は授業を担当しないものとすることが望ましい。 館長は、必要があるときは前各項にかかわらず、事務職員または、司書をもってこれに充てることができる。
5) 私立大学図書館改善要項（昭和31年制定）	館長は教授又は司書のうちから大学がこれを嘱託し、任期は二年とする。但し再任は妨げない。在任中は常勤とし、学長の命を受けて図書館の運営に任じ、図書館を代表する。
6) 大学設置基準（昭和31年制定）	特になし
7) 大学図書館施設計画要項（昭和41年制定）	大学図書館の長は、大学図書館の管理および運営の中心となって全学的な連絡、調整を行なうこと。
8) 大学図書館基準（昭和57年改訂）	大学図書館には、図書館長（以下館長という）を置くものとする。館長は当該大学における図書館の管理運営の最高責任者であり、大学の研究・教育において図書館の果たすべき役割を十分認識し、利用者の要望に常にこたえうるよう図書館の整備・充実を図り、その改善に努めなければならない。 館長には、大学図書館の果たすべき役割と館長としての職責に深い認識と理解をもち、かつ館長としての管理能力を有する教員をもって充てる。ただし、大学における研究と教育に十分な理解をもち、かつ高い見識と優れた管理能力をもつ専門職員を館長に充てることができる。館長の責務の重要性にかんがみ、大学内におけるその地位は学部長等と同等あるいはそれ以上でなければならない。
9) 新私立大学図書館改善要項（平成8年制定）	<管理者> 館長には大学図書館の果たすべき役割と館長としての職責に深い認識と理解を持ち、かつ館長としての管理能力を有する教員もしくは図書館員を充てる。 館長の責務の重要性において、大学内におけるその地位は学部長等と同等あるいはそれ以上でなければならない。 <図書館運営体制の整備> 図書館長は、大学の意思決定機関、関連委員会等に参画し、図書館運営に関する事項を報告するとともに、図書館運営に対する協力を要請する。

図書館改善要項でも、「館長の責務の重要性において、大学内におけるその地位は学部長等と同等あるいはそれ以上でなければならない。」と規定されており、大学図書館関係法規においては、大学図書館長の学内における地位の重要性は確定しているといえよう。

4. 大学図書館実態調査における「館長の地位」に関する項目の成立背景

4.1 全国国立大学図書館長会議の存在

大学図書館基準において、戦後の比較的早い時期から

大学における大学図書館長の地位の重要性は認識されていたが、その実態は基準とはかけ離れていることが多かった。このため、大学図書館界では当時から大学図書館長の地位を巡って議論が繰り返してきた。

『国立大学図書館協議会第50回総会記念誌（資料集）』³³⁾には、全国国立大学図書館長会議と国立大学図書館協議会総会分科会の協議題一覧（昭和29年度～平成15年度）が掲載されている。そこから、図書館長の地位に関する協議題・テーマの一覧をまとめたものが表3である。

これによれば、図書館長の地位に関する協議題・テーマは、全国国立大学図書館長会議の開催が始まる昭和29

表3 図書館長に関する協議題一覧

年度	テーマ
昭和29	新制大学附属図書館長のあり方について
昭和30	館長専任制の検討
昭和33	国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則の一部改正について
昭和36	附属図書館長を大学評議会の一員とすることの促進方について
昭和38	図書館長が当該学内に於ける評議員等になることについて再度申入れについて
昭和40	図書館長を大学評議員とすることについて
昭和51	図書館長の待遇改善について
平成13	大学の管理運営体制における附属図書館長の位置付けと役割について

年当初から行われており、昭和30年代には多く議論されていたことがわかる。これらのことから、大学図書館実態調査の館長の地位に関する項目の設置については、全国国立大学図書館長会議の協議題の議論が大きく影響していることが明らかとなった。

4.2 『全国国立大学図書館長会議議事要録』にみる図書館長に関する協議

先ず昭和30年度の協議題「館長専任制の検討」については、『第二次全国七十二国立大学図書館長会議議事要録』³⁴⁾によれば、文部省側の意見として以下のような記載がある。

館長の定員制について考慮はしているが行政整理中で困難な事情にある。館長が専任になると、これには任期があるから満期になったとき帰るべきポストがなくなり、停年後も館長にとどまることは弊害を生ずることも考えられる。七十二の大学で事情が異なるから一概に云えない。またどの大学からも専任館長のための予算要求は出でていない。³⁵⁾

次に昭和33年度の協議題「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則の一部改正について」は、『第5次全国国立大学図書館長会議議事要録』³⁶⁾によれば、提案理由（提案者：山形大学）と経緯について次のように記述されている。

標記の規則改正（昭和28年4月省令第11号）によって、大学の評議会の議を経て、図書館長を評議員とすることができるようになったのであるが、現在、この規則にもとづいて図書館長を評議員としている大学は残念ながらきわめて少ない。大学がその教育と研究を

遂行するうえで図書館の持つ役割の重要さを考えたならば、図書館長が評議会の一員となることは当然であろう。そこで規則第2条を改正し、第一項の当然評議員となるべき部局の長の中に附属図書館長を加えるよう当局へ要望したい。

討議の結果、附属図書館長が大学の最高方針を決定する評議会の一員となることは当然であるとして、この件について当局へ要望することが可決された。³⁷⁾

また昭和36年度の協議題「附属図書館長を大学評議会の一員とすることの促進方について」は、『第8次全国国立大学図書館長会議議事要録』³⁸⁾にその経緯が記されている。

<提案理由説明>

（香川大学）〔中国四国地区〕

この件はすでに昨年も提案された。暫定措置によって、図書館長を評議会の一員とすることはできるのであるが、実際にこの措置を適用している大学がきわめて少ない。

（文部省）私共としては、附属図書館長を大学評議会の一員に加えることは結構だと思う。しかし、一步進めて、評議会の基本的メンバーとして記載するということになると、他にも要求があるので、館長だけを取りあげるのはなかなかむつかしい。むしろ、図書館長を評議会の一員に加えようとしない大学が多いということ自体が、問題ではないかと思う。

（富山大）この問題は、金沢での第7次会議で、各大学において自主的に善処することを申し合せ、国立大学協議会に要望したのではなかったか。

（香川大）なるほど、その通りであるが、館長会議で決議したものが、各大学に十分に浸透していないうらみがある。何か適切な対策を立て、各大学に徹底するようにしたい。

（東大）これはわれわれ自身の問題で、文部省にお願いすることではないが、館長会議があと押しするのはさしつかえあるまい。その実行方法については、小委員会で考えることとして議事を進めてはどうか。³⁹⁾

なお、提案理由説明の冒頭に“この件はすでに昨年も提案された。”⁴⁰⁾とあるが、『第7次全国国立大学図書館長会議議事要録』⁴¹⁾によれば、それは本会議の協議題ではなく、「研究集会議長団から、館長会議への申入れ事項」であった。その内容は、「図書館の地位向上を期すため、

図書館長が評議員たることを原則とするという趣意を明確にするための措置を講ずること、並びにその趣意を全国学長会議に申入れること。」⁴²⁾であった。上記の富山大の発言には「国立大学協議会」とあるが、おそらくこれは国立大学協会のことであり、この時点（昭和35年）で、館長の地位を巡る論点が全国国立大学図書館長会議と国立大学協会との間で共有されていたことが窺える。

昭和38年度の協議題は、「図書館長が当該学内に於ける評議員等になることについて再度申入れについて」であるがこの年度は議論の進展はなく、『第10次全国国立大学図書館長会議議事要録』⁴³⁾には“すでに研究集会で検討すみなので、提案理由をくり返す必要ないと思う。”⁴⁴⁾とあるのみである。『国立大学図書館協議会第50回総会記念誌（資料集）』⁴⁵⁾によれば、昭和38年度の研究集会は、「大学図書館の役割と機能」のタイトルで開催され、「大学における図書館長の役割」が筆頭テーマで議論されている。この研究集会でも、図書館長と評議員との関係が議論されたのである。

昭和40年度の協議題は、「図書館長を大学評議員とすることについて」であり、昭和29年以来長く議論されてきたこの協議題の集大成的な議論がなされている。『第12次全国国立大学図書館長会議議事要録』⁴⁶⁾には、その議論の詳細が細かく紹介されており、以下ではその概要について紹介する。この時には、図書館長を評議員とするように省令改正を求める要望書の提出の如何について具体的な議論が展開されている。

（東京大）私は反対である。これは先づ各大学が学内においてそれぞれ道をひらくべきもので、その後もし省令改正が必要ならそのようにすべきではないか。これを軽々しく扱うことは大学の自治の根幹にふれるものである。⁴⁷⁾

議論の口火を切ったのは、東京大の伊藤館長である。伊藤は、この年には大学基準等研究協議会・図書館特別部会主査として大学図書館設置基準要項を作成するなど、当時の大学図書館界を牽引していた人物である。伊藤館長が、大学の自治を根拠に省令改正に難色を示したことに対し、提案者の岩手大からは次のような反論意見が出されている。

（岩手大）このことを提案するのは、大学の自治を無視して上から省令一本で各大学に図書館長を評議員にすることを要求するものではない。図書館長は当然評議員たるべきであるという見識をもって文部

省に対し、また学内に対してこのことを強く要望して気運をもりあげることを主眼としたものである。⁴⁸⁾

その後、弘前大から、今年の4月1日の評議会の議決により、学則を改正して図書館長と病院長を評議員することになったことが報告された。また併せて、医学部のある全国15大学を調査した結果、9校が病院長を、8校が図書館長を評議員としていることが紹介された。弘前大の意見は、“図書館長は全学的立場でものを考えねばならず、できれば学部長・研究科長と同じく自動的に評議員となることが望ましい。”⁴⁹⁾というものであった。

これを受け、東京大から、大部分の大学で図書館長が評議員になった事実を受けてこそ省令改正の根拠がある旨の意見が表明され、京都大や神戸大がこれに同調している。これに対し、鳥取大や秋田大からは、提案者である岩手大の意見を擁護する意見が表明された。

このような意見交換を経て、議長から“図書館長が評議員になることの必要さを全会一致で認めたことにしてはどうか。”⁵⁰⁾と提案がなされ、承認されている。しかし、提案趣旨である省令改正の要望については、賛成の挙手が少数であったことから、“不賛成の方が多数であるから、図書館長が評議員になることが必要であると一致して認めるところでこの件の討議を終えさせていただく。”⁵¹⁾と締めくくられた。

以上が、全国国立大学図書館長会議の議論の経緯である。図書館長が自動的に評議員となる省令改正に向けてのアクションは、結果として起こすことはできなかった。しかし、約10年にわたり、図書館長と評議員の関係について、同会議で議論が行われてきたことは、図書館長の地位についての認識を各大学に深めていくことに繋がったと思われる。また同会議には、文部省の担当課長等も同席しており、このことの重要性の認識が同省においても高められていったと推察できる。さらにこの議論をとおした国立大学協会との連携も看過できない。大学図書館実態調査の項目の一つとしての「館長の地位」の項目の設置には、このような当時の議論の伏線が大きく影響していたといえよう。

4.3 大学図書館実態調査に見る「館長の地位」の動態

これら当時の議論の影響もあり、大学図書館実態調査に「館長の地位」に関する項目が設置されることになる。この調査の結果について、表4-1から4-3に取りまとめた。先に記したように具体的な質問の表現は年度によって多少異なっているが、その趣旨は「館長が自動的に評議員

に「なる・ならない」である。すなわち、各大学の学則等の規定する評議会の構成メンバーに図書館長が含まれているか・否かという調査である。

設置主体別にみると、国立大学は調査開始年度から約半分の大学において、館長が自動的に評議員になっている。ただし、大学数が増えた昭和45年度にその比率が一旦落ち込み、昭和47年度に過半数に回復し、調査最終年度の昭和53年度には、7割を超える大学の館長が自動的に評議員となっている。公立大学は、昭和41年度の数値は「なる」が65%であり、国立よりもその数値が高い。そして、その後数値が上下しつつ、最終的には「なる」が8割に近い数値となっている。これに対し私立大学は、調査初年度は「なる」が19%と、国公立に比較して圧倒的に低値であったが、最終年度には42%となっている。「なる」と回答した大学の増加率は私立が4.1倍であり、国立の2倍、公立の1.7倍と比較しても圧倒的に多い。

この調査結果からは、私立における館長の地位が国公立に比較して低いと思われることがあるかもしれない。しかし、この数値の差は、評議会の設置された経緯によるところが大きい。評議会は、戦前は帝国大学令に規定され、戦後は教育公務員特例法により大学の管理運営機関の一つとして国立大学に設置されたものであった。このことから、評議会そのものが国立大学に特有の組織であり、国立大学の組織を模倣する公立大学には当初から多く設けられることになる。これに対し私立大学は、それぞれの大学のガバナンスが異なっており、評議会を置かない大学も多く存在していたのである。

これらのことから、この大学図書館実態調査の館長の地位の項目は、そもそもが国立のそれを前提としており、私立大学の図書館ガバナンスの観点からは、汎用的な意味を持つものではなかったともいえよう。私立大学からすれば、「館長が自動的に評議員に「なる・ならない」というよりも、評議会の存在そのものが限定的であったからである。

なお、大学図書館実態調査における「館長の地位」の項目は、前述のとおり昭和53年度の調査をもって、外れていくことになる。しかし、そのことは決して大学における「館長の地位」が確立したからではない。本稿では詳述することはできないが、大学図書館界においては、近代化政策が昭和30年代から昭和40年代にかけて実施されるのであるが、その政策に一定の変化が生じてくるのである。

変化の要因は、当時は機械化と称していたが、今日でいう情報化への対応である。この当時の大学図書館政策の転換点としては、「大学図書館改善協議会」⁵²⁾の設立(昭

表4-1 国立大学（評議員に「なる・ならない）

年 度	大学数			比率		
	全数	なる	ならない	計	なる	
昭和41	74	30	31	61	49%	51%
昭和42	74	33	28	61	54%	46%
昭和43	75	28	30	58	48%	52%
昭和44	75	31	26	57	54%	46%
昭和45	75	30	45	75	40%	60%
昭和46	75	29	46	75	39%	61%
昭和47	75	41	34	75	55%	45%
昭和48	76	45	31	76	59%	41%
昭和49	78	47	31	78	60%	40%
昭和50	81	50	31	81	62%	38%
昭和53	87	61	22	83	73%	27%

表4-2 公立大学（評議員に「なる・ならない）

年 度	大学数			比率		
	全数	なる	ならない	計	なる	
昭和41	37	15	8	23	65%	35%
昭和42	39	14	10	24	58%	42%
昭和43	35	11	11	22	50%	50%
昭和44	32	13	6	19	68%	32%
昭和45	32	9	6	15	60%	40%
昭和46	33	10	6	16	63%	37%
昭和47	33	22	11	33	67%	33%
昭和48	32	22	10	32	69%	31%
昭和49	32	21	11	32	66%	34%
昭和50	33	26	7	33	79%	21%
昭和53	33	26	7	33	79%	21%

表4-3 私立大学（評議員に「なる・ならない）

年 度	大学数			比率		
	全数	なる	ならない	計	なる	
昭和41	235	31	134	165	19%	81%
昭和42	256	36	155	191	19%	81%
昭和43	267	39	171	210	19%	81%
昭和44	256	34	175	209	16%	84%
昭和45	256	39	225	264	15%	85%
昭和46	277	37	223	260	14%	86%
昭和47	276	75	201	276	27%	73%
昭和48	293	91	202	293	31%	69%
昭和49	295	90	205	295	31%	69%
昭和50	299	94	205	299	31%	69%
昭和53	310	128	175	303	42%	58%

和48年度)をあげることができる。同協議会の趣旨と目的は、大学図書館の近代化を促進するため、図書館における機械化及び図書館間の相互協力について調査研究を行い、その促進を図ることであり、審議事項を①相互協力に関すること、②機械化に関すること、の二点に限定している。そして、同じ昭和48年には学術審議会学術情報分科会により「学術情報の流通体制の改善について(報

告)」⁵³⁾が出される。これは実現しなかったが、昭和55年にはさらにこれを発展させた「今後における学術情報システムの在り方について（答申）」⁵⁴⁾が学術審議会により答申されることになる⁵⁵⁾。このことを契機として、大学図書館界の主題は「学術情報システム」に収斂していくこととなり、大学図書館の管理運営の課題は次第にその主題からは外れていくこととなる。

5. 現代の大学ガバナンス改革と大学図書館ガバナンス

5.1 評議会と大学図書館ガバナンス

本稿では、大学図書館近代化時代の大学図書館の管理運営の課題について、大学図書館実態調査の「館長の地位」の項目の成立背景を解明することをとおして考察した。評議会は、「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」（昭和28年4月22日公布）に基づいて設置されており、教授会とともに大学の重要事項を審議するための学内管理運営組織の一つであり、同規則第1条には「数個の学部を置く国立大学に評議会を置く」こと、そして「一個の学部のみを置く大学においても、当該大学の事情により、評議員を置くことができる」こととして、原則として、国立大学には必置の機関であった。また同規則第2条では、附属研究所教授、附属図書館長、附属病院長など重要な職にある職員を評議員とするとができるとされており、当時は「館長の地位」の確立と評議員の就任との相関関係は法的にも根拠があった⁵⁶⁾。

また図書館長をめぐる当時の論調も、館長と評議員の地位との関係性を強く指摘している。（黒坂、1969）⁵⁷⁾では“図書館が大学の中核的存在である以上、館長が大学の評議会員になるべきは当然で、このことは今後一層議論されなければならないことの一つである。”⁵⁸⁾とされ、（奥村、1965）⁵⁹⁾では“館長としての固有の職務が、図書館の内側からだけではなく、大学全体の立場から検討されるべき準備的研究が、まず肝要だと考えられます。”⁶⁰⁾と述べられている。

さらに、評議会には全学的な意思決定機関の役割が期待されていた。評議会そのものの課題については、次のような記述も見受けられる。

省令では、評議会は学長の諮問機関とされ、議決権を欠くが、この点は各大学の自治的慣行により克服され、審議決定機関とされる場合が多い。これは、評議会が全学の意思を民主的に集約し決定する自治機関であるからであり、学長権限への過大な委任やその専断

的行使を抑えたり、政府文部省の大学統制を退ける任務を持つ。⁶¹⁾

このような当時の評議会に関する一般的な認識を勘案すれば、評議会の構成員として図書館長が就任することは、図書館の全学における位置付けを相対的に高めることであった。図書館長が評議員となることについて、学長の意思決定を輔弼する役割は、この当時は大きくは想定されていなかったといえよう。そのことは、図書館長が評議員となることについては、先述のとおり専ら図書館側からのアプローチに拠っていたことからも明らかである。

評議会のあり方は、その後、法人化前の平成11年の国立学校設置法改正を受けて、大きく変化することとなる。（早田、2015）⁶²⁾によれば、“国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則”は、部局横断的な教学組織である「評議会」に人事を含む重要な権限を認め学長権限を拘束していた。⁶³⁾と理解されていたが、この時に廃止されることになる。さらに同時に、評議会の設置根拠規定が新設されるが、このことについては、“評議会権限に関する規定によりその審議事項の明確化が図られたが、その意図するところは、評議会権限の限定化にあつた。”⁶⁴⁾とされている。ただし、この時の動向について大場（2015）⁶⁵⁾では“国立大学の法人化で採用された学長への権限集中ではなく、合議制を相当程度に維持しながら改革が図られたものと受け止められる。”⁶⁶⁾と一定の評価もなされている。しかし、法人化により国立大学においては、従前の評議会は完全にその法的根拠を失うこととなる。

5.2 法人化以後の大学図書館ガバナンス

平成15年に国立大学法人法が成立し、国立大学は平成16年4月から法人化されることとなる。このことを契機として大学図書館ガバナンスも大きく変化していくことになる。諸富（2005）⁶⁷⁾には、①図書館の位置付け、②図書館長の位置付けのそれぞれの変化について、①組織として独立した図書館が、80%から48%に減少し、国立大学図書館全体が弱体化したこと、②それまでの併任教授による図書館長が減少し、理事・副学長または副学長が図書館長を兼務する大学が25大学に増えていると指摘されている。このような場合には副館長が置かれる例も多く、館長が形骸化し、副館長が実質化しているともいわれている。

同様の記述は、逸村（2010）⁶⁸⁾にも示されている。図書館長と管理組織の関係について、“大学図書館長が

大学全体の情報組織を束ねる CIO (Chief Information Officer) となることもある。国立大学では附属図書館長が副学長、理事、学長補佐を兼ねる例も多い。一方、「副学長」となると、大学全体の経営管理が中心となり、「図書館長」としての責務が果たせない、とする見解もある。”⁶⁹⁾ という具合である。

かつて大学図書館近代化の時代には、学内における大学図書館の地位の向上を目指して館長を評議員とすることについて、大学図書館界は多くの議論を展開し、また大学図書館実態調査もその方向性を示唆する調査項目を設定した。そして奇しくも時を経て、現代においては、大学図書館長が副学長や理事を兼ねることになったのであるが、その場合には、大学図書館長の役割はあくまでも副次的なものとなっている怖れもあるということである。このような現状について、寒川 (2010)⁷⁰⁾ には次のような記述がある。まさに館長の職務の空洞化が懸念されているといえよう。

法人化以前にも、館長職が行政ポスト的に使われていたということは特にめずらしいことではなかったが、法人化後は経営者としての理事と、教学側の立場である館長職が兼任ポストとして位置づけられているところが多くなっており、現在では国利大学の 6 割が「理事（館長）」という兼任体制をとっている。こうしたことが大きく矛盾せずに成り立っているように見える現状が示すものは、館長職は必要であるが兼務で充分、という大学の認識を示すものとして、象徴的な意味を持つ。⁷¹⁾

5.3 大学図書館ガバナンスの今後—むすびにかえて—

本稿では、大学図書館ガバナンスについて、特に「館長の地位」に限定してその変遷を考察してきた。「館長」の地位は、大学図書館基準をはじめ大学図書館関係法規において早くから重要なものと認識されていたが、各大学の実態は法規とは大きくかけ離れていた。そのため、大学図書館界は国立大学図書館長会議を中心に、その実質化に向けて長く議論をおこなってきた。そして、その当時の目的は、「館長が自動的に大学の評議員となる」ことであり、省令の変更を含む法制化も志向されていた。結果として、法制化がなされることはなかったが、この当時（昭和30年代）の議論が、昭和41年に実施される大学図書館実態調査に「館長の地位」の項目を設置することに繋がったのである。また当時は、評議会の性格を大学の「審議決定機関」とする見解が主流であり、その意味でも大学の重要な審議の場に図書館長が構成メンバー

として参加することにより、大学図書館の学内における相対的地位を向上させることができたといえよう。しかし、その後、大学図書館を取り巻く情勢は、「情報化」を契機として大きく変質していき、大学図書館界の主題から「館長の地位」などの管理運営的要素は外れていくこととなる。

本稿で考察してきた「図書館長が評議員か否か」ということは、言い換えれば、大学と大学図書館との間の一定の「分権化」の議論であったともいえよう。現代の大学ガバナンスが、「学長の集権化」の議論に集中していることは、全くその方向性が異なっているのである。

日本においては、国立大学法人化を契機として、大学のガバナンス改革が進められ、教授会の権限を制限することにより、理事会や学長の役割が強化されることになっている。経営権の集中と強化が大学ガバナンス改革であるということが日本の脈略であるが、欧米においては理事会とファカルティの分担管理（Shared governance）という概念も根強い。

学長の集権化をめぐっては、（羽田、2004）⁷²⁾ では “企業的大学経営は、大学内の集権化と結びつけて理解され、いわゆる「学長のリーダーシップ」が強調されがちであるが、アメリカの大学の経験は分権化を伴っており、大学運営の効率化をトップマネジメントによる集権化に単純化することは、事実を正確に把握していないと思われる。”⁷³⁾ との指摘もなされてきたが、現実の大学ガバナンスは法制度的には大きく変更がなされた。大学図書館ガバナンスについても、法人化以降は理事や副学長である図書館長が増加し、一見すると図書館長の権限の拡大がなされているようにも思えるが、前述のとおりその実質的意味が問われている現実もある。

学長への集権化が進行している現代において、大学図書館の分権化を志向した大学図書館ガバナンスの歴史的動態をあらためて再認識し、今後も継続してその意義を問うこととしたい。

注

¹⁾ 文部科学省ウェブサイト（2017年6月17日確認）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1344348.htm

²⁾ 岩猿敏生『大学図書館』雄山閣出版、1976、295p.

³⁾ 高鳥正夫『大学図書館の運営』、勁草書房、1985、193p.

⁴⁾ 前掲2) p.49-51.

⁵⁾ 前掲3) p.78-79.

- ⁶⁾ 岩猿敏生、大城善盛、浅野次郎『大学図書館の管理と運営』日本図書館協会、1992、247p.
- ⁷⁾ 前掲6) p.52-56.
- ⁸⁾ 永田治樹『学術情報と図書館』丸善、1997、209p.
- ⁹⁾ 前掲8) p.2-8.
- ¹⁰⁾ 前掲8) p.32-39.
- ¹¹⁾ 逸村裕、竹内比呂也『変わりゆく大学図書館』勁草書房、2005、232p.
- ¹²⁾ 前掲11) p.31-35.
- ¹³⁾ 逸村裕、田窪直規、原田隆史『図書館情報学を学ぶ人のために』世界思想社、2017、244p.
- ¹⁴⁾ 前掲13) p.63-66.
- ¹⁵⁾ 小野則秋「私立大学図書館に与えられた課題—諸問題の解決は館長専任制から—」『私立大学図書館協会会報』私立大学図書館協会、1965、p.65-71.
- ¹⁶⁾ 黒坂東一郎「大学図書館長の選任について—その規定を中心に—」『図書館雑誌』日本図書館協会、Vol.63、No.9、1969、p.13-16.
- ¹⁷⁾ 岩猿敏生「国立大学の図書館委員会について」『Library and Information Science』三田図書館・情報学会、No.9、1971、p.161-167.
- ¹⁸⁾ 野村佳弘「意志決定者のコミュニケーションの場について—特に国立大学図書館を中心として—」『医学図書館』The Japan Medical Library Association、18(1)、1971、p.75-80.
- ¹⁹⁾ 黒坂東一郎「大学図書館長の問題」『大学図書館の管理運営—第2回日米大学図書館会議応募論文集—』大学図書館国際連絡委員会、1972、p.1-13.
- ²⁰⁾ 川上一「日本における大学図書館長をめぐる諸問題」『大学図書館の管理運営—第2回日米大学図書館会議応募論文集—』大学図書館国際連絡委員会、1972、p.14-23.
- ²¹⁾ 岩猿敏生「大学図書館長論」『図書館界』日本図書館研究会、Vol.34、No.1、1982、p.88-93.
- ²²⁾ 宮部頼子「大学図書館の管理運営 専門職専任館長の問題をめぐって」『現代の図書館』日本図書館協会、Vol.34、No.1、1996、p.21-26.
- ²³⁾ 宮部頼子「大学図書館における専門職・専任館長に関する一考察」『白百合女子大学研究紀要』白百合女子大学、37、2001、p.17-38.
- ²⁴⁾ たとえば『学術月報』(19卷11号、昭和42年2月)では、「大学図書館の改善について」という特集を組み、大学図書館の様々な改善政策が紹介されている。「大学図書館視察委員の設置」や「大学図書館実態調査の実施」もそこに紹介されている。日本学術振興会『学術月報』19 (11), 1967.
- ²⁵⁾ 日本図書館協会編『図書館法規基準総覧』日本図書館協会、1992、p.548-549.
- ²⁶⁾ 前掲25) p.548.
- ²⁷⁾ 文部省情報学術局大学図書館課「大学図書館の実地視察の結果について」(昭和41年4月8日、41大情第10号)文部省(国立公文書館蔵)、1966、20p.
- ²⁸⁾ 前掲27) p.1-2.
- ²⁹⁾ 文部省大学学術局情報図書館課『大学図書館実態調査結果報告』(昭和41年度～)文部省、1968～.
- ³⁰⁾ 前掲29) p.4.
- ³¹⁾ 大学基準協会年史編さん室『大学基準協会55年史 / 通史編』大学基準協会、2005、586p.
- ³²⁾ 『大学基準協会55年史』143頁に「4大基準」という表現がある。なお、大学図書館基準の制定経緯については、同書の161頁から164頁に記されている。
- ³³⁾ 国立大学図書館協議会50周年記念事業実行委員会『国立大学図書館協議会第50回総会記念誌 / 資料集』国立大学図書館協議会50周年記念事業実行委員会、2003、113p.
- ³⁴⁾ 全国国立大学図書館長会議『第二次全国七十二国立大学図書館長会議議事要録』、1955、4p.
- ³⁵⁾ 前掲34) p.3.
- ³⁶⁾ 全国国立大学図書館長会議『第5次全国国立大学図書館長会議議事要録』、1958、14p.
- ³⁷⁾ 前掲36) p.5.
- ³⁸⁾ 全国国立大学図書館長会議『第8次全国国立大学図書館長会議議事要録』、1961、15p.
- ³⁹⁾ 前掲38) p.7.
- ⁴⁰⁾ 前掲38) p.7.
- ⁴¹⁾ 全国国立大学図書館長会議『第7次全国国立大学図書館長会議議事要録』、1960、15p.
- ⁴²⁾ 前掲41) p.2.
- ⁴³⁾ 全国国立大学図書館長会議『第10次全国国立大学図書館長会議議事要録』、1963、13p.
- ⁴⁴⁾ 前掲43) p.11.
- ⁴⁵⁾ 前掲33) p.106.
- ⁴⁶⁾ 全国国立大学図書館長会議『第12次全国国立大学図書館長会議議事要録』、1965、30p.
- ⁴⁷⁾ 前掲46) p.12.
- ⁴⁸⁾ 前掲46) p.12-13.
- ⁴⁹⁾ 前掲46) p.13.
- ⁵⁰⁾ 前掲46) p.15.
- ⁵¹⁾ 前掲46) p.15.
- ⁵²⁾ 大学図書館改善協議会『大学図書館改善協議会報告 :

- 相互協力専門部会・機械化専門部会 昭和48年度』, 1974, 176p.
- ⁵³⁾ 学術審議会学術情報分科会『学術情報の流通体制の改善について:報告』1973, 74p.
- ⁵⁴⁾ 文部省「今後における学術情報システムの在り方について(答申)」『学術月報』32 (11), 1980, p.724-751.
- ⁵⁵⁾ 学術情報システム構想の成立背景、経緯については、遠山敦子『来し方の記』(86-93頁)に詳しい。遠山は、当時の情報図書館課長であり、同構想の成立に中心的に関わっていた。遠山敦子『来し方の記』かまくら春秋社, 2013, 457p.
- ⁵⁶⁾ このあたりの記述は、『教育学大事典』の「評議会」(31-32頁)の項目(若井彌一)を参考にした。細谷俊夫〔ほか〕編『教育学大事典』第一法規出版, 1978.
- ⁵⁷⁾ 黒坂東一郎「大学図書館長の選任についてーその規程を中心にー」『図書館雑誌』日本図書館協会, Vol.63, No.9, 1969, p.13-16.
- ⁵⁸⁾ 前掲57) p.16.
- ⁵⁹⁾ 奥村藤嗣「大学と図書館員」『私立大学図書館協会会報』私立大学図書館協会, 44, 1965, p.51-63.
- ⁶⁰⁾ 前掲59) p.53.
- ⁶¹⁾ 『新教育学大事典』の「評議会」(45-46頁)の項目(鈴木英一)の記述である。細谷俊夫〔ほか〕編『新教育学大事典』第一法規出版, 1990.
- ⁶²⁾ 早田幸政「『教授会自治』の変容と認証評価ー2014年学校教育法改正を基軸としてー」『大学評価研究』大学基準協会, 14, 2015, p.71-85.
- ⁶³⁾ 前掲62) p.76.
- ⁶⁴⁾ 前掲62) p.76.
- ⁶⁵⁾ 大場淳「学校教育法・国立大学法人法の改正と国立大学のガバナンス」『大学評価研究』大学基準協会, 14, 2015, p.25-33.
- ⁶⁶⁾ 前掲65) p.26.
- ⁶⁷⁾ 諸富秀人「法人化後の図書館運営について」『情報の科学と技術』情報科学技術協会, 55 (12), 2005, p.522-527.
- ⁶⁸⁾ 逸村裕「大学図書館の課題」『図書館・図書館学の発展』日本図書館研究会, 2010, p.80-89.
- ⁶⁹⁾ 前掲68) p.84.
- ⁷⁰⁾ 寒川登「構造的転換期にある大学と大学図書館ー国立大学の法人化を中心にしてー」『構造的転換期にある図書館ーその法制度と政策』日本図書館研究会, 2010, p.72-83.
- ⁷¹⁾ 前掲70) p.82.
- ⁷²⁾ 羽田貴史「企業的大学経営と集権的分権化」『大学論集』広島大学高等教育研究開発センター, 34, 2004, p.21-40.
- ⁷³⁾ 前掲72) p.23.

(平成29年3月31日受付)

(平成29年8月1日採録)